

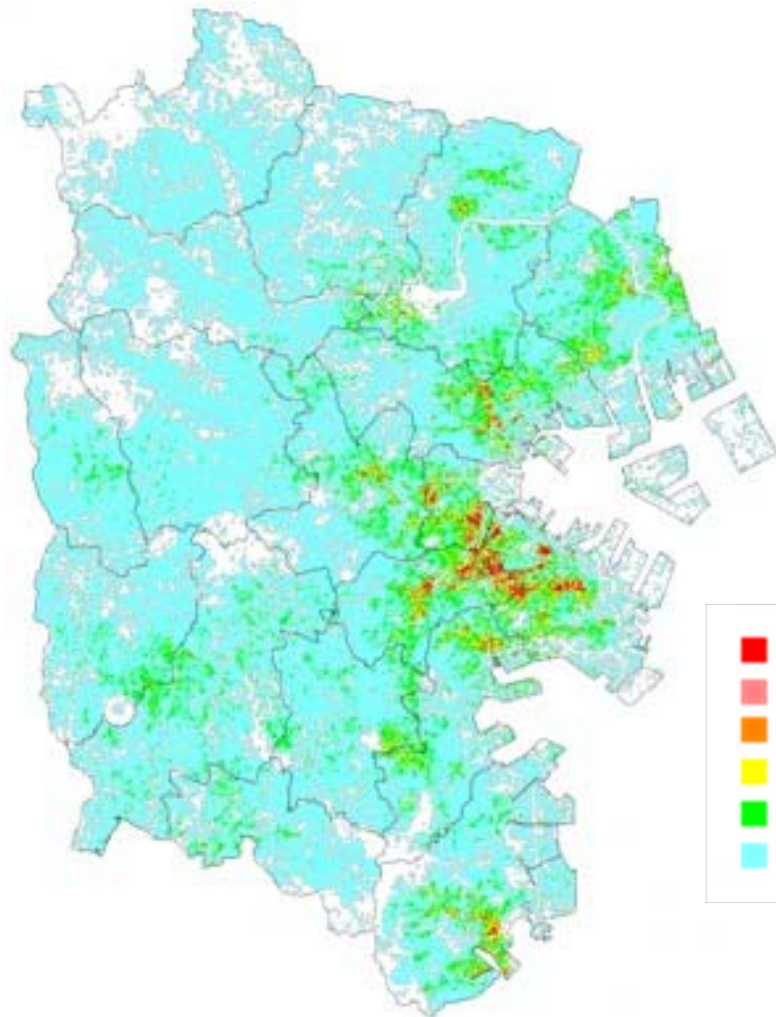
【項目2】

# 住まい・住宅地の災害対策に関する 施策の方向性について

## 地震の被害想定

- ・元禄型関東地震の建物被害数は約148,000棟

揺れによる建物被害分布(全壊)  
(元禄型関東地震)



建物及び人的被害の想定(市全体)

項目	元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ 巨大地震	慶長型地震
建物被害棟数	148,000棟	33,900棟	21,800棟	27,000棟
焼失棟数	77,700棟	13,000棟	5棟	—
死者数	3,260人	460人	79人	595人
負傷者数 (重症含む)	21,700人	4,800人	347人	—
避難者数	577,000人	234,000人	100,000人	—

※ 慶長型地震は津波によるもののみ示しています。

※ 数値の表示について：有効数字3桁として、四捨五入しています。

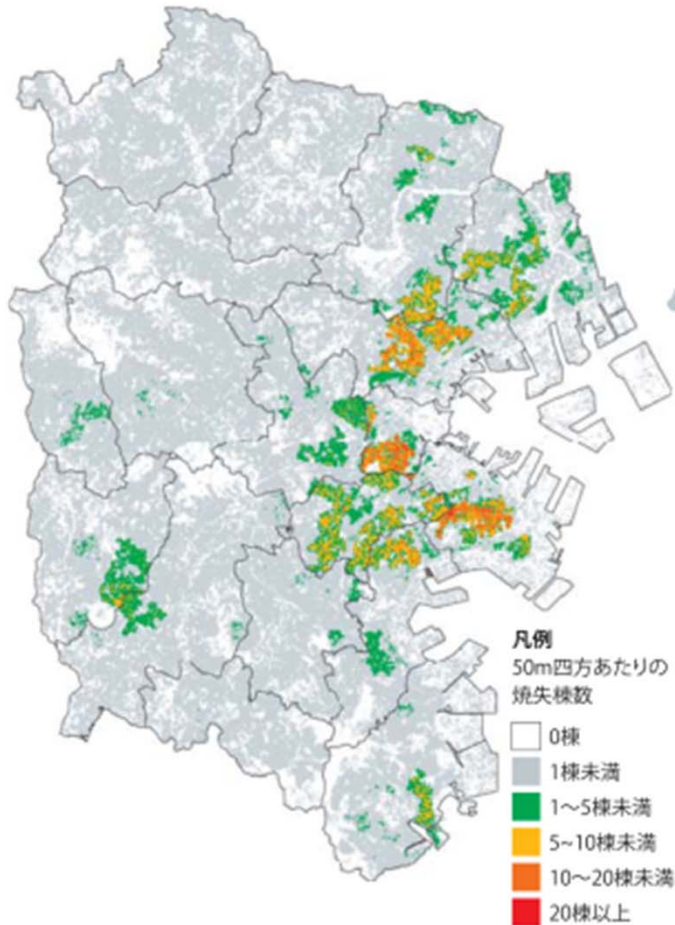
- 5棟以上
- 4棟
- 3棟
- 2棟
- 1棟
- 可能性あり

## 地震火災の被害想定

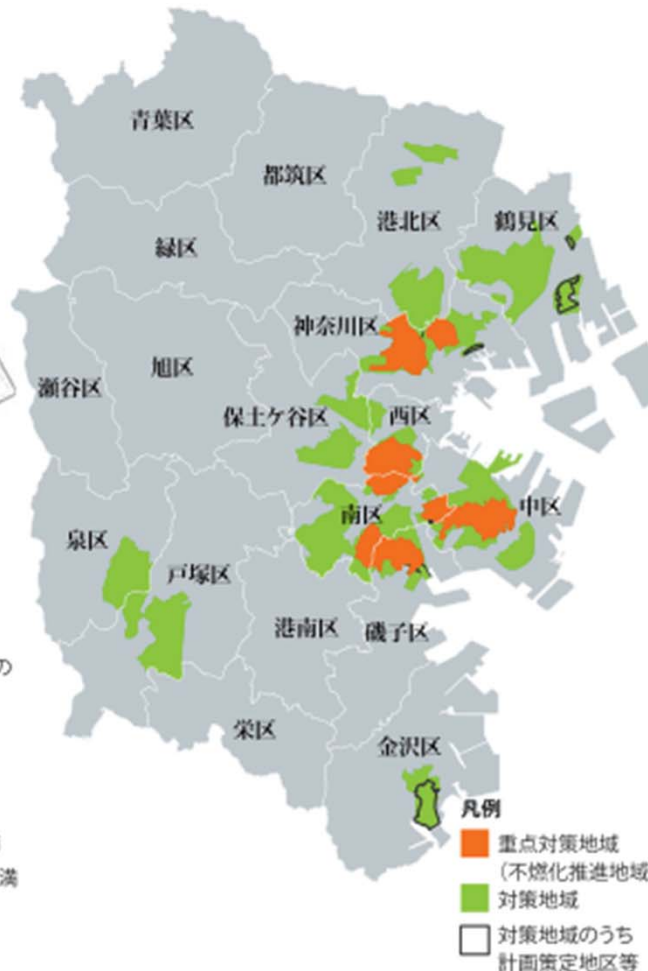
・都心・臨海周辺部を中心に地震火災による被害が想定され、重点的に対策を実施する地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、「対策地域」として定めている。

被害想定図 [焼失棟数]

[元禄型関東地震(震度5強~7) 冬18時、風速6m毎秒の場合]  
資料：横浜市地震被害想定(平成24年10月)



重点対策地域(不燃化推進地域) 及び対策地域の区域図



### 「防火規制」

不燃化推進条例により、重点対策地域（不燃化推進地域）内で建築物を新築する際、原則として「準耐火建築物」以上とすることを義務付け

### 「不燃化推進事業補助」

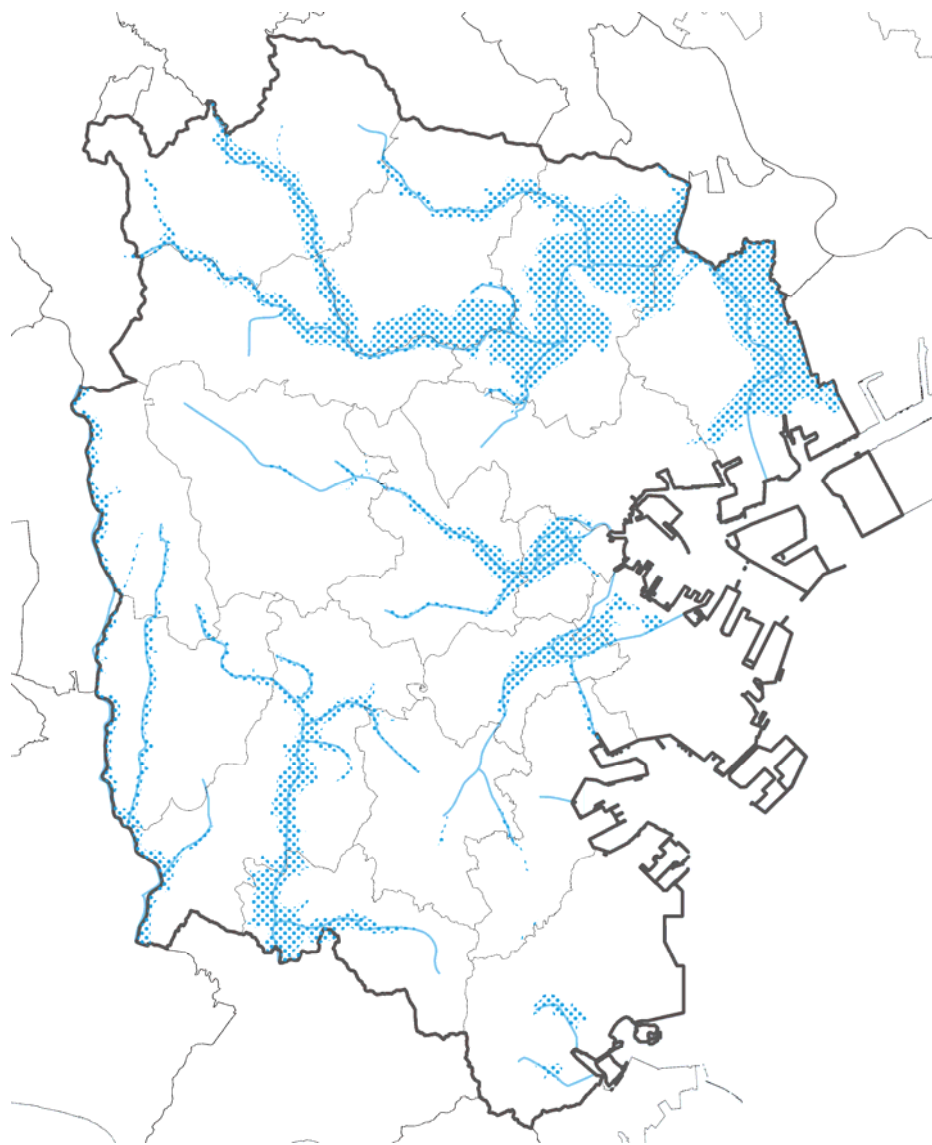
重点対策地域（不燃化推進地域）及び対策地域の一部において、老朽化建築物の除却や、「準耐火建築物」以上の建築物を新築する際の費用を一部補助

面積 1,140ha

面積 3,960ha

## 水災害の被害想定

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模等の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲を、**洪水浸水想定区域**として定めている



根拠法：水防法15条、同法施行規則第11条

指定：（洪水）国土交通大臣、都道府県知事

行為制限等：建築や開発行為等の規制はなく、  
区域内の警戒避難体制の整備を求めている。

 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：横浜市洪水ハザードマップ



## 流域治水に関する国の動き

- ・近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれている。
- ・ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みである「流域治水関連法」が成立。（2021（令和3）年5月10日公布）

### 法改正の概要

#### (1) 流域治水の計画・体制の強化

- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実 等

#### (2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全 等

#### (3) 被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進 等

#### (4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

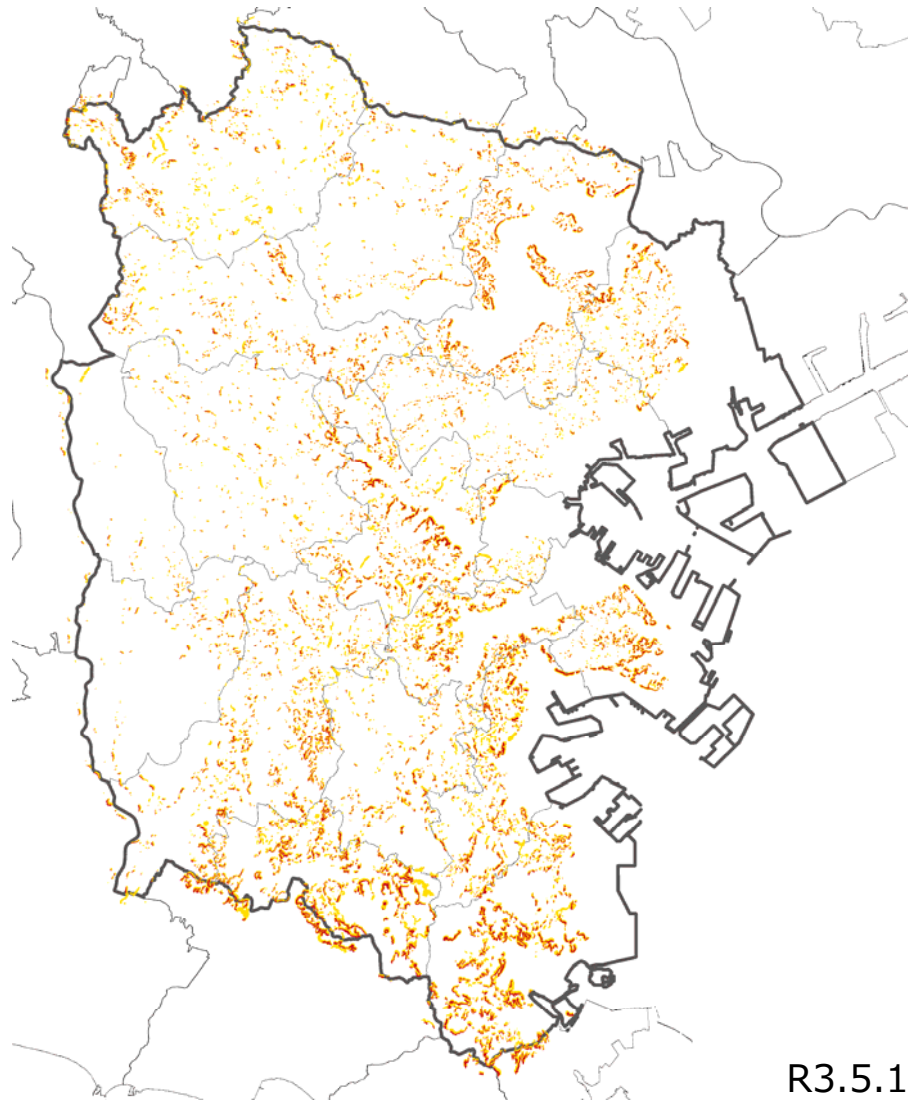
- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大 等



令和2年7月豪雨による  
山形県大石田町の浸水被害状況

## 土砂災害の想定

- ・市域の広い範囲で、「土砂災害特別警戒区域」(2,065区域)、「土砂災害警戒区域」(2,404区域)が指定されている。



根拠法：

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

指定：都道府県知事

### 土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害警戒区域のうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域。
- ・特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

### 土砂災害警戒区域

- ・過去に発生した土砂災害から得られた知見をもとに、一定の要件（がけの傾斜30度以上や高さ5m以上、溪流の勾配等）を満たす区域を指定。
- ・建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制整備等が行われる。

凡例

■ 土砂災害特別警戒区域 (2,065区域)

■ 土砂災害警戒区域 (2,404区域)

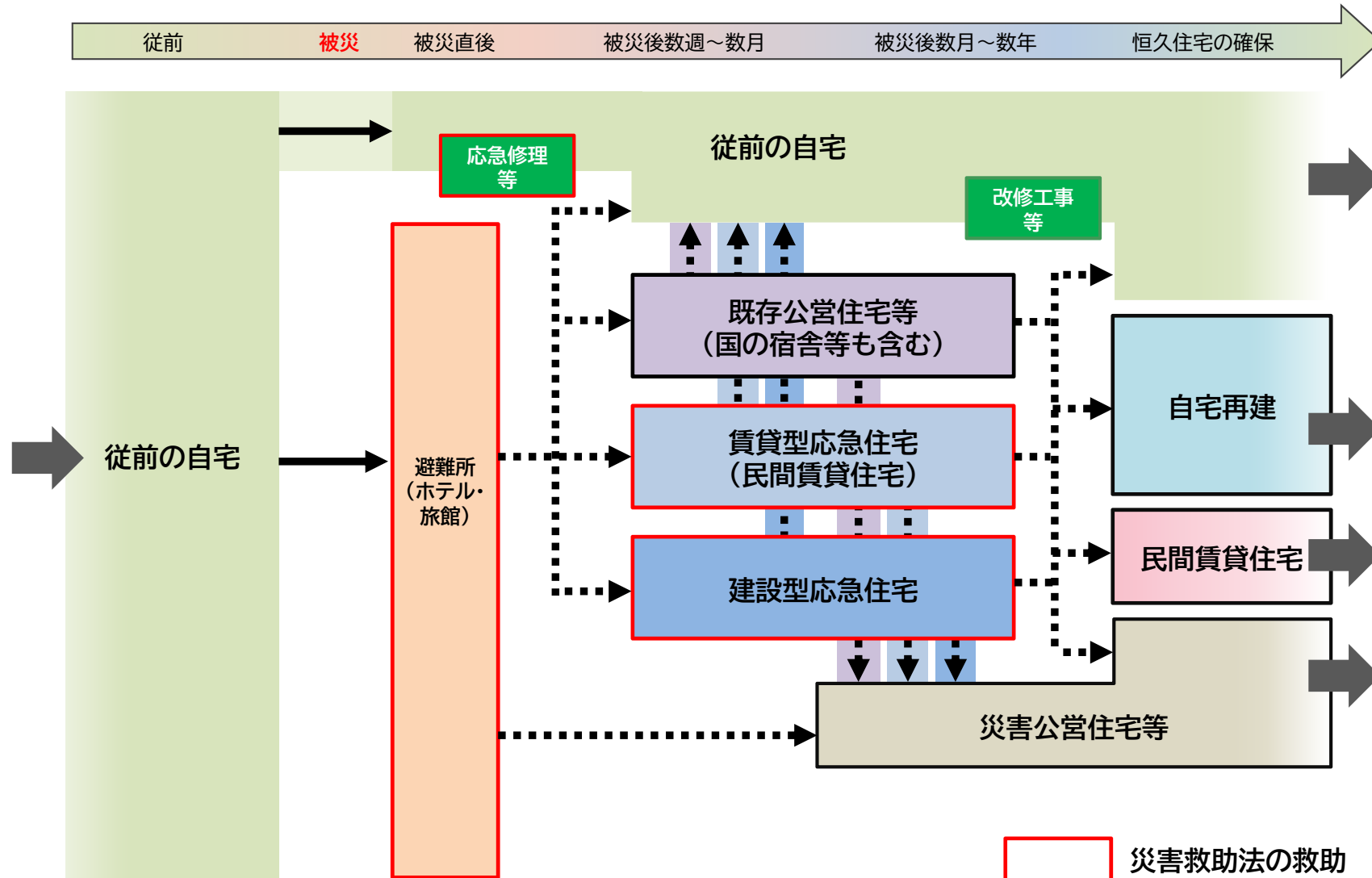
R3.5.14時点

# 1. 現状と課題

## 被災者の住まい確保と復興

### 災害発生から復興までのフロー

- 大規模災害時には、**迅速な仮住まいの確保**から、さらには恒久的な住宅の確保まで、長期化しない復興の取組が求められる。





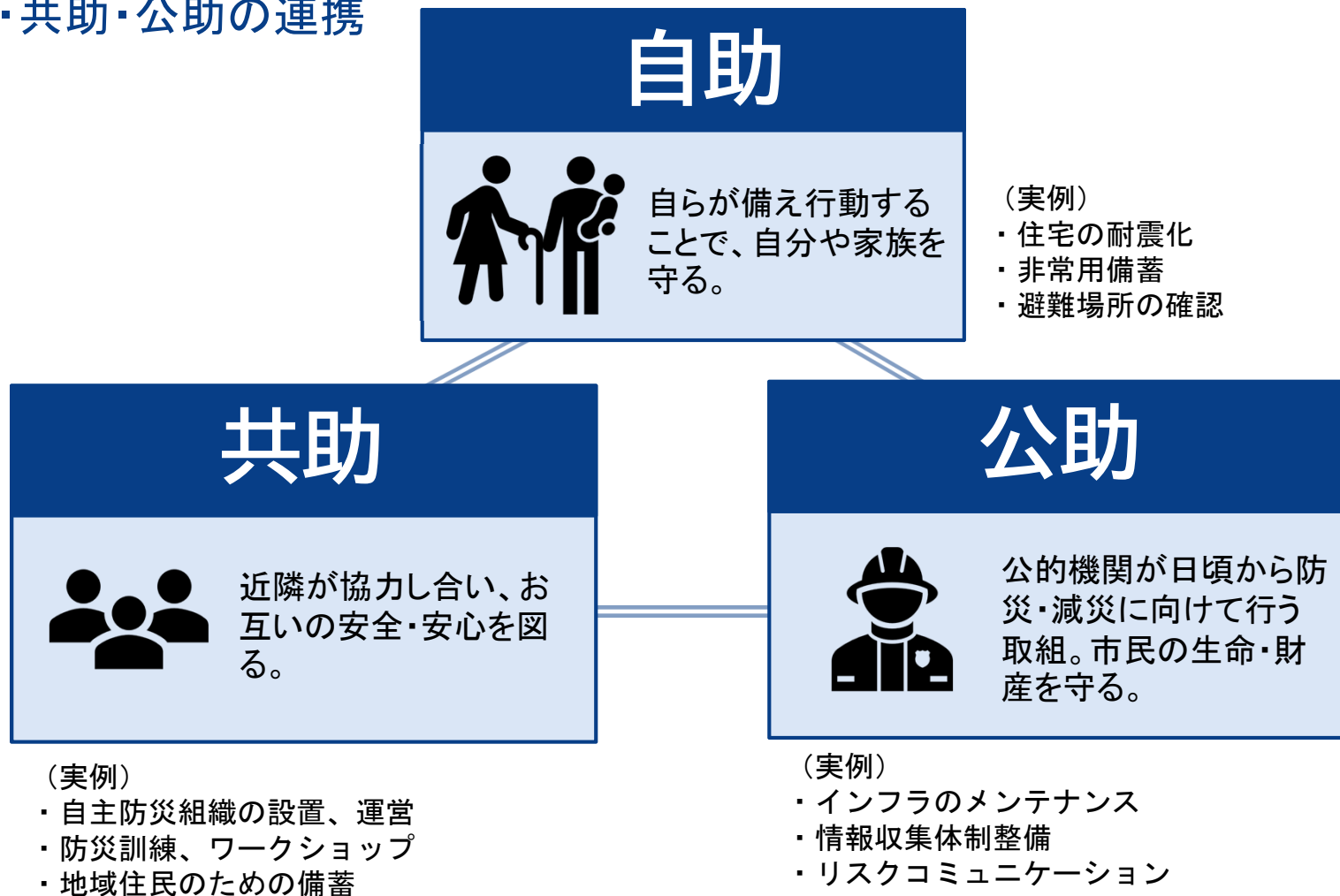


## 2. 施策の基本的な考え方

### 自助・共助・公助による備え

- ・地域住民や企業を含めた**自助**、**共助**、**公助**のバランスの取れた**地域防災力の構築**

#### ○自助・共助・公助の連携



#### 地域の防災力の向上に資するハード・ソフトの取組の推進

#### ● 地震火災が想定される地域における不燃化等の取組

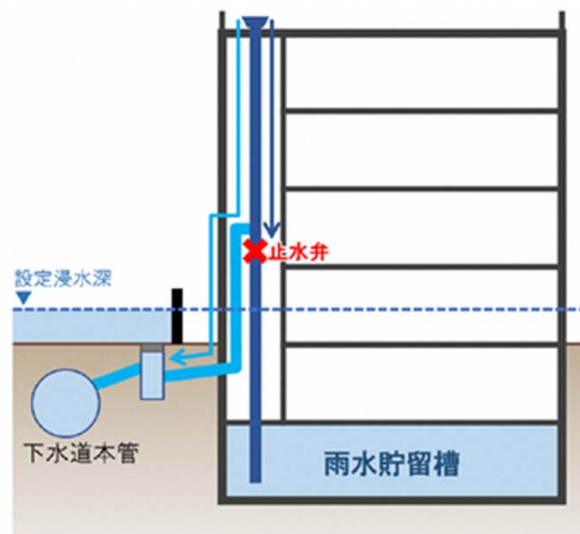
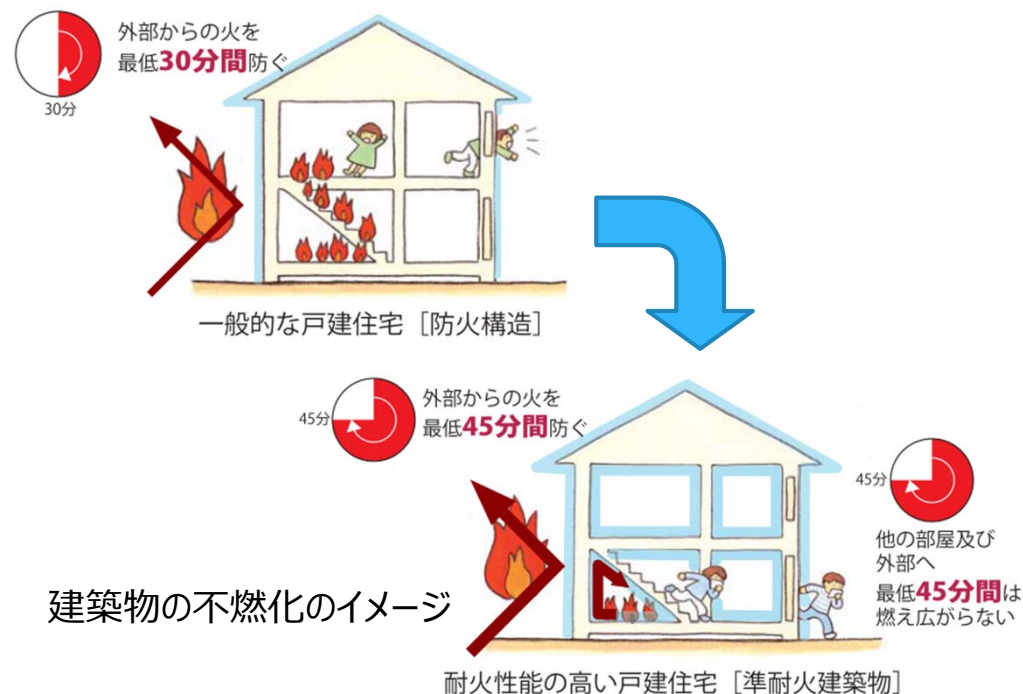
⇒建築物の不燃化・耐震化や延焼遮断帯の形成、狭あい道路拡幅整備、公園・防火水槽の整備、感震ブレーカー設置補助などの地震火災対策を推進

⇒住民、行政、専門家等が協働で防災性の向上と住環境の改善を図る。

#### ● 地域防災力の向上に資するマンションの認定制度の創設

【2021(令和3)年度中】

⇒防災対策を実施しているマンションを「地域防災力向上マンション(仮称)」として認定し、認定プレートの交付や防災アドバイザー派遣を実施

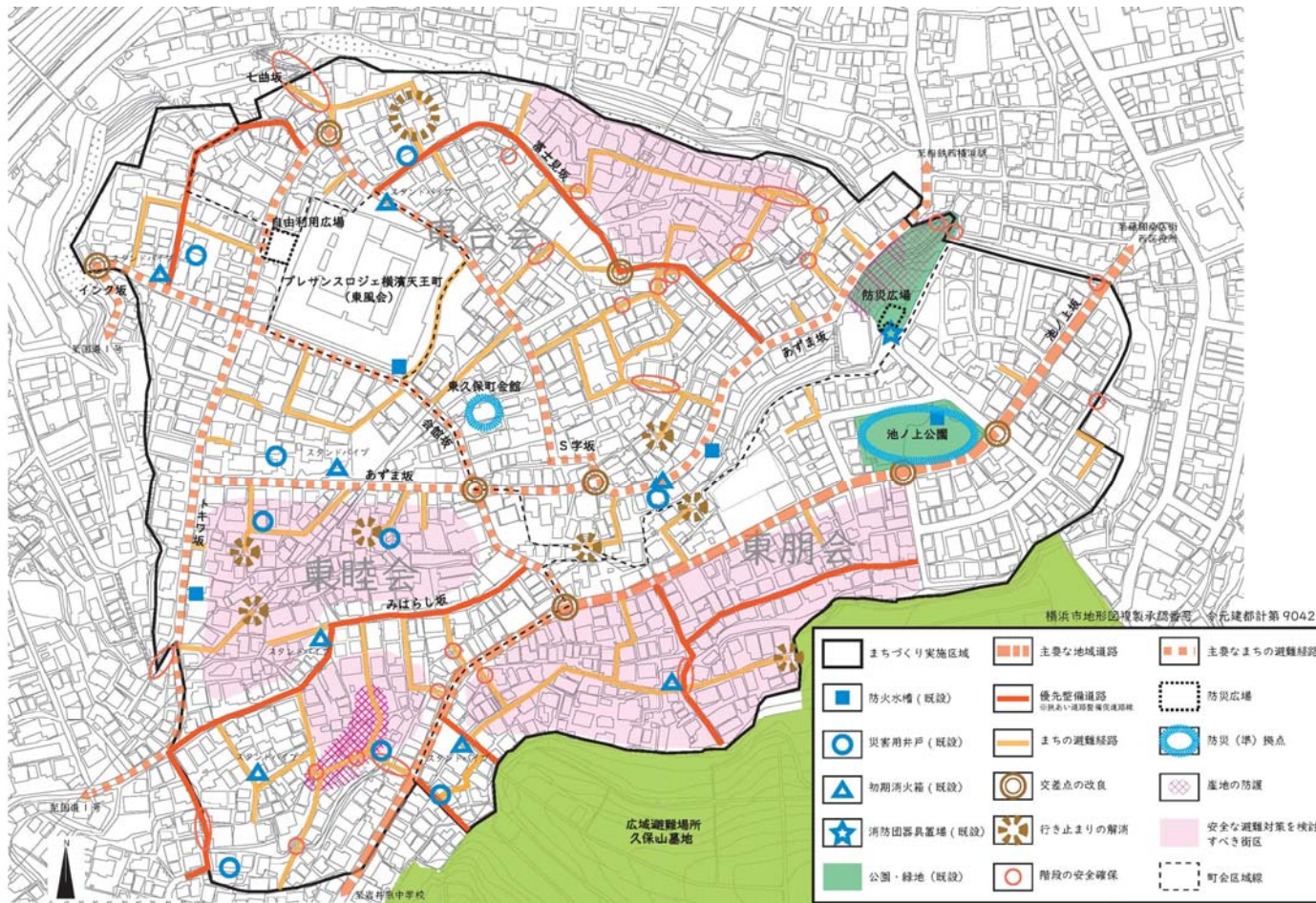


地域の浸水対策の例 「雨水貯留槽」の設置

## 西区東久保町夢まちづくり協議会の取組

- ・地区内の狭い道路の拡幅や、小広場の整備など**災害に強く、安心して住み続けることができる住環境づくり**を目的として活動
- ・**ハード整備からソフトの活動**まで、多岐に渡る活動を展開し、成果を上げている

### ○防災まちづくり計画図



### ○防災広場整備



### ○避難経路整備



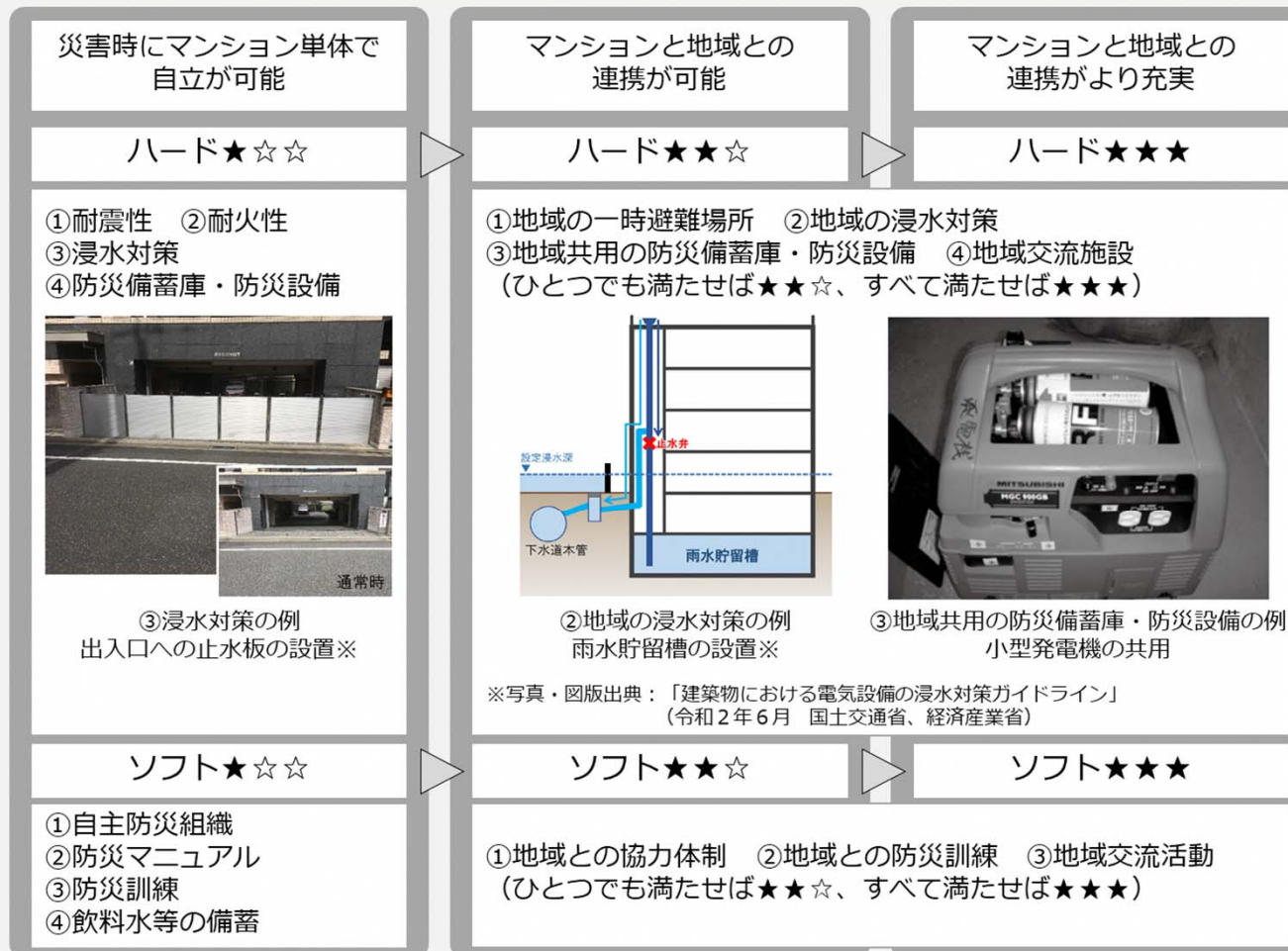
### ○防災イベント





「地域防災力向上マンション認定制度（仮称）」【2021(令和3)年度中に開始予定】

- ・災害に強いマンションの形成と、地域住民を含めた防災力の向上を図るため、防災対策を実施しているマンションを「地域防災力向上マンション（仮称）」として認定
- ・認定プレートの交付や、防災アドバイザー派遣、市街地環境設計制度等を活用した容積率等の緩和により促進



ハードとソフトは別々に認定の取得が可能

認定基準の例（抜粋）

- (1) ハード対策
- ・新耐震基準相当の耐震性能
  - ・耐火建築物
  - ・出入口への止水版設置などの浸水対策
  - ・防災備蓄庫の設置等
  - ・災害時に周辺住民が避難できるスペースの設置
  - ・地域も使える集会室やコワーキングスペースなどの施設設置
- (2) ソフト対策
- ・自主防災組織の結成
  - ・防災マニュアルの策定
  - ・防災訓練の実施
  - ・飲料水等の備蓄
  - ・災害時の連携についての事前協議
  - ・地域の自治会等と連携・協力した防災訓練の実施
- 等



### 3. 施策の方向性 (1) 災害に強い住まい・住宅地の形成

災害（浸水・土砂災害等）の危険性の高いエリアにおける、住まい・住宅地の安全性の確保

- ハザードマップ等による地域の危険性に関する情報の周知
- 急傾斜地や土砂災害特別警戒区域など崖地の防災・減災対策の推進
- 緊急交通路等の沿道の建築物の耐震改修の促進
- 地域防災力の向上に資するマンションの認定制度の創設（再掲）



洪水ハザードマップの例



危険な崖の改善例



## 大規模団地の再生等に伴うグリーンインフラの活用

- 市営住宅への活用
- 大規模団地の再生に伴う活用

※グリーンインフラの活用とは、自然環境が有する多様な機能を社会の様々な課題解決に活用するという考え方。



市営住宅への活用イメージ～透水性舗装～

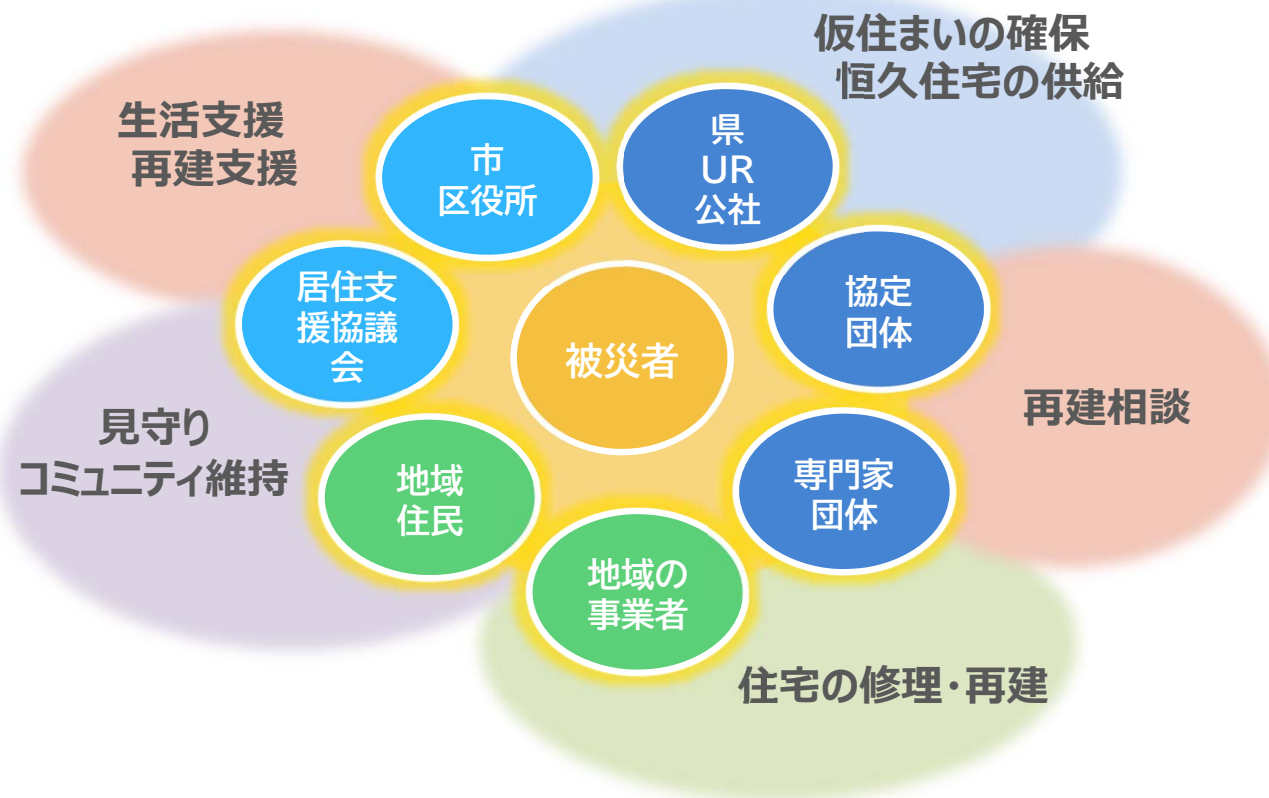


団地配置図  
UR・シャレル荻窪の活用例

### 3. 施策の方向性 (2) 被災者の仮住まい

#### 災害時の住まいの相談や、迅速な生活再建に向けた連携の強化

- 現在、応急仮設住宅の供給や持ち家再建支援に関して、県や関係団体等と協定を締結し、災害時の協力体制を構築。
- 今後さらに迅速な復興を見据え、総合的に連携を強化。





### 3. 施策の方向性 (2) 被災者の仮住まい

災害救助法に基づく応急住宅（賃貸型、建設型等）、応急修理等の円滑な提供、公的賃貸住宅の一時提供の円滑な実施

- 県や協定団体等と連携し、事前取組を実施  
⇒賃貸型応急住宅の不動産店向けマニュアルの周知・訓練の実施等
- 市営、県営、公社、UR、サービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅等の事業者との連携強化



○賃貸型 申込み・契約訓練 (2019.9)

応急住宅・災害公営住宅等の入居者への居住支援の円滑な実施

- 仮住まいリーフレット等による普及啓発
- 要援護者等への住宅マッチング方法の検討
- 区・居住支援協議会・地域と連携した居住支援の検討

